

**小牧市と小牧商工会議所及び
名古屋経済大学の三者による
連携強化に関する協定書**

平成20年1月21日

小牧市と小牧商工会議所及び名古屋経済大学の三者による連携強化に関する協定

小牧市を甲、小牧商工会議所を乙、名古屋経済大学を丙として、甲、乙、丙の当事者は、三者による連携の強化に関し、次のとおり基本的事項について三者協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、これまで甲、乙及び丙がそれぞれ培ってきた相互の連携と協働を一層強化するため、三者による包括協定を締結し、各主体が取り組むべき小牧における地域の課題に対して、学術研究の成果を活かした効果的な施策展開を図るとともに、次代を担う人材の育成を行い、以って甲、乙及び丙による魅力ある地域社会の構築及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、以下の項目について三者が相互に連携して協力と支援を行うものとする。

- (1) まちづくりの推進に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) 地域の国際化推進に関すること
- (4) 地域医療・福祉の増進に関すること
- (5) 食育に関すること
- (6) N P O ・ボランティア活動の促進に関すること
- (7) 環境の保全に関すること
- (8) 男女共同参画に関すること
- (9) 学校教育・社会教育の推進に関すること
- (10) 文化振興に関すること
- (11) I T社会の構築に関すること
- (12) 地域ブランドの創出に関すること
- (13) その他三者が必要と認めた事項

2 前項に基づく三者連携の内容は、別表により定めるものとする。

(施設の利用)

第3条 甲は市政の発展及び施策の充実、乙は地域産業の振興、丙は学術研究の発展のために、それぞれが保有する施設について、その相互利用を可能な限り承認する。

2 施設の利用期間、使用料等前項に基づく利用の方法については、別途協議する。

(情報資産等の取り扱い)

第4条 この協定に基づく連携にあたり、事前に甲、乙及び丙の同意を得たもの以外の情報資産等を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。また、連携により知り得た個人情報については厳格にこれを保護するものとする。

2 前項に規定する事項は、この協定の終了後においても継続するものとする。

(産学官連携推進連絡会議)

第5条 協定第1条の目的を達成するため、甲、乙及び丙は、第2条及び前条に規定するもののほか、三者による連携が可能な事項等について積極的に検討するため、産学官連携推進連絡会議を設置する。

2 産学官連携推進連絡会議は、三者連携による事業の円滑かつ効率的な実施の検討や、実施事業の評価及び改善を適宜行うものとする。

3 その他、甲、乙及び丙が必要と認めた事項の内容については、その都度産学官連携推進連絡会議において必要な協議を行い、定めるものとする。

(協定存続期間)

第6条 この協定の存続期間は、協定成立の日から3年とする。

2 前項の期間満了日の6か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも異議の申し立てがないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年1月21日

甲 所在地 小牧市堀の内一丁目1番地

名 称 小牧市

代表者 小牧市長

中野直輝

乙 所在地 小牧市小牧五丁目253番地

名 称 小牧商工会議所

代表者 会頭

社本宣明

丙 所在地 犬山市字内久保6-1番地1

名 称 名古屋経済大学

代表者 学長

木岡辰章